# 大阪狭山市自治会地区会連合会会則

### 第1章 総則

- 第1条 本会は、大阪狭山市自治会地区会連合会と称する。
- 第2条 本会は、市内の自治会・地区会がお互いの交流と連帯感を深めるとともに、諸問題について自主的に話し合い、住み良いまちづくりを進めることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - 1 住民相互のふれあいを図るための情報交換と連絡調整
  - 2 住み良いまちづくりのための調査研究及び講習会の開催
  - 3 市役所及び関係機関との連絡調整
  - 4 その他、本会の目的達成に必要と認める事項

#### 第2章 組織

第4条 本会は、自治会・地区会の代表者及び自治会・地区会の代表者が推薦する者(以下「会員」という)で組織する。

#### 第3章 役員

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

幹 事 若干名

会計監査 2名

- 第6条 会長及び会計監査は、会員の互選とする。
- 2 副会長及び幹事は、会長が委嘱する。
- 第7条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 幹事は、会務に参与し、予算、決算その他重要事項を審議する。ただし、幹事の内1 名は、庶務及び会計事務を担当する。
- 4 会計監査は、本会の会計事務を監査する。
- 第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第4章 会議

- 第9条 本会の会議は、総会、役員会及び中学校区別ブロック会議とし、総会は、年1回 以上とする。
- 2 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 第10条 総会は、毎年原則として5月に開催する。ただし、役員会において必要と認めたとき又は会員の過半数から請求があったときは、臨時総会を開催しなければならない。 第11条 本会の会議は、会員の過半数の出席で成立する。
- 2 本会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第5章 会計

- 第12条 本会の運営は、会費及び補助金等をもって充てる。ただし、必要に応じ臨時会費を徴集することができる。
- 2 会費は、予算が確定した総会の翌日より起算して、30日以内に納入するものとする。
- 3 会費は、総会において決めるものとする。
- 第13条 本会の予算及び決算は、毎年4月に役員会の議決を経て総会に報告し、その承認を求める。
- 第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 第6章 雑則

- 第15条 本会則を変更する場合は、総会の議決を必要とする。
- 第16条 会長は、会員において本会の会則、規程、申し合わせ事項等を遵守せず、又は本会の目的を著しく阻害するような行為があった場合は、その者の会員としての処遇を 役員会に諮り、決定することができる。
- 第17条 本会の事務局は、大阪狭山市政策推進部公民連携・協働推進グループに置く。